

令和6年能登半島地震による被害情報(第29報)

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

※下線部は、前回からの変更箇所

1. 文部科学省関係の被害情報(2月15日12時00分時点)

※都道府県教育委員会等からの報告をまとめています

(1) 人的被害(児童生徒等) ※学校管理下

・被害報告なし。引き続き情報収集中。

(2) 物的被害情報

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育・文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計	
福島県							1		1				2	
新潟県	9		330		26		146		93		1		605	
富山县	4		239		42		159		115		2		561	
石川県	9		300		27		390		111		1		838	
福井県	2		10		3		9		2				26	
長野県	2		2				8						12	
岐阜県	2		2				2		3				9	
愛知県	1								1				2	
三重県									1				1	
滋賀県	1												1	
京都府	1				1				1				3	
大阪府	1												1	
兵庫県			3										3	
計	32		886		99		715		328		4		2064	
13府県	幼 小 中 高 特別 大学 高専	1 5 5 1 2 15 3	幼 小 中 高 義務 高等 特別 大学 高専	2 478 217 6 126 5 34 7	幼 小 高 高 大学 短大 ほか	13 1 26 26 18 7 34	社教 青少 社体 文化 ほか	262 8 315 124 6	国宝(建) 重文(建) 登録(建) 重文(美) 史跡 特名 名勝 天然 景観 伝建 重有民 ほか 世界遺産(※) 日本遺産(※)	2 49 149 6 20 1 9 4 2 12 4 70 2 38	独法	4		

主な被害状況: がけ崩れ、敷地内亀裂隆起、校舎壁ひび割れ、ガラス破損、エキスパンションジョイント破損 等

※上記一覧表における「世界遺産」及び「日本遺産」の被害件数は、上記一覧表における被害件数の「計」には含めない。

(3) 休校・短縮授業となっている学校等

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育・文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計	
	休校	短縮	休校	短縮	休校	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休館	短縮		
新潟県							9						9	
富山县							2						2	
石川県							53						54	
計							64						65	
3県							社教 青少 社体 文化	35 1 25 3			独法	1		

※オンライン等を活用し、活動を再開した学校は含めない。

(4) 避難所となっている学校等

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育・文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計
石川県				44				50				1	95
計				44				50				1	95
1県			小 中 義務 高 ほか	24 10 2 3 5			社教 社体	48 2			独法	1	

2. 文部科学省等の対応

＜文部科学省＞

【省内の体制整備等】

- ・文部科学省災害情報連絡室(室長:参事官(施設防災担当))を設置。(令和6年1月1日16時15分)
- ・文部科学省災害応急対策本部(本部長:官房長)へ改組。(令和6年1月1日18時15分)
- ・政府令和6年能登半島地震特定災害対策本部会議(第1回)に文教施設企画・防災部長が出席。(令和6年1月1日)
- ・文部科学省非常災害対策本部(本部長:事務次官)へ改組。(令和6年1月2日15時15分)
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会(臨時会)を開催。(令和6年1月2日)
- ・文部科学省非常災害対策本部会議(第1回)を開催。(令和6年1月3日)
- ・政府令和6年能登半島地震非常災害対策本部会議(第4回、第11回、第14回)に文部科学大臣が出席。
- ・被災地における就学機会の確保に関するプロジェクトチームを設置。(令和6年1月16日)
- ・政府令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部会議(第1回)に文部科学大臣が出席。

【学校等の安全確保、災害復旧等】

- ・関係教育委員会、公私立大学、全国の国立大学法人に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和6年1月1日)
- ・被災した公立学校施設の早期復旧を図るため、災害復旧にかかる現地調査前の復旧事業の着手等について、関係教育委員会宛てに事務連絡を発出。(令和6年1月5日)
- ・関係教育委員会宛てに、公立学校施設災害復旧事業の事務手続きについて、学校設置者が作成する事業計画書等、簡素化を図る旨の通知を発出。(令和6年1月24日)
- ・関係私立学校主管部課宛てに、私立学校施設災害復旧事業の調査要領の取扱いと交付要綱への追加事項の通知を発出。(令和6年1月30日)
- ・関係都道府県私立専修学校・各種学校主管課宛てに、私立専修学校等の災害復旧について、私立学校と同様の交付要綱を制定したこと等の通知を発出。(令和6年1月30日)
- ・被災学校視察と学校施設災害復旧制度の説明会及び相談会を実施。(新潟県:2月6日)

【職員の派遣等】

- ・政府現地災害対策本部に審議官らを派遣。(令和6年1月1日から2名、1月4日から3名)
- ・被災した学校施設の復旧支援のため、建築土木の専門家(2名)及び文部科学省職員(1名)を石川県に派遣。(令和6年1月5日)
- ・被災した学校の危険度(当面の使用の可否)を判定するため応急危険度判定士を派遣。(第1班(3名):11~15日、第2班(3名):15~19日、第3班(3名):16~20日、第4班(3名):19~22日)
- ・「被災地における就学機会の確保に関するプロジェクトチーム」のチーム員2名を現地に派遣。(23日から能登町、穴水町、輪島市、珠洲市を訪問)
- ・文部科学大臣が石川県に入り、学校再開の状況を確認するとともに、集団避難先となっている施設を訪問し、教員をはじめとする関係者と意見交換を実施。また、石川県庁を訪問し、県災害対策本部員会議に出席するとともに、知事、各市町教育長等と意見交換を実施。(令和6年1月25日)

【被災した児童生徒等への支援・配慮等】

[児童生徒の安全・就学機会確保関連]

- ・都道府県教育委員会等宛てに、新学期等に当たっての学校教育活動の開始日の扱いや、学校教育活動を開始する際の留意点など、児童生徒等の安全確保等に関する通知を発出。(令和6年1月4日)
- ・就学援助・修学支援に係る柔軟な対応や、ICT等の活用を含めた登校できない児童生徒への学習指導、心のケアの充実など、児童生徒等の就学機会の確保等に関する通知を発出。(令和6年1月7日)
- ・各公私立大学長等宛てに、経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策等について取りまとめた通知を発出。(令和6年1月10日)
- ・各公私立大学長等宛てに、被災した学生への配慮等につき、経済的支援の観点のほか、外国人留学生に対する配慮や学生に対する単位の授与、就職活動等への配慮といった観点を盛り込んだ通知を発出。(令和6年1月10日)
- ・各都道府県・指定都市教育委員会の修学支援担当課等宛に、地震により被災した児童生徒等に対する就学援助、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等に係る事務の取扱い等に関する事務連絡を発出。(令和6年1月10日)

- ・都道府県教育委員会等宛てに、医療関係職種等の国家試験の受験資格並びに学校、養成所及び養成施設の運営等に係る取扱いについて取りまとめた事務連絡を発出。(令和6年1月12日)
- ・各都道府県教育委員会等宛に、被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受け入れ等に関するQ&Aとフローチャートを事務連絡として周知。(令和6年1月12日)
- ・各都道府県・指定都市教育委員会進路指導主管課宛に、学生等震災特別相談窓口の設置等及び内定取り消し等の事案の迅速な把握について事務連絡を発出。(令和6年1月12日)
- ・各都道府県被災児童生徒就学支援等事業交付金関係事務主管課宛に、令和5年度被災児童生徒就学支援等事業交付金(大規模災害)に係る事業計画書等の提出に関する事務連絡を発出。(令和6年1月16日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県教育委員会に対して、へき地児童生徒援助費等補助金の「激甚災害に伴う通学費」のメニューに係る交付申請書等の提出を依頼。併せて、新たに高校生も支援の対象に含めることを周知。(令和6年1月16日)
- ・「子供の学び応援サイト」に令和6年能登半島地震学習支援コンテンツ等を掲載。(令和6年1月18日)
- ・2次避難を検討されている小中高校生等の保護者の皆さま向けリーフレット(2次避難先での学習継続について)をHPで公開。(令和6年1月19日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県教育委員会等に対して、児童生徒等の学習の継続の観点から、学校の再開状況や地域の通信環境の状況など児童生徒等の取り巻く環境に応じた、学習の継続のための方法や工夫、留意点等について現時点で想定されるものを取りまとめ、事務連絡として周知。(令和6年1月19日)

[教職員等の体制関連]

- ・新潟県、富山県、石川県、福井県、新潟市教育委員会に対して、児童生徒の状況に応じてスクールカウンセラー等による支援を行うこと、その際、文部科学省の予算を活用可能であることを周知。(令和6年1月4日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県、新潟市教育委員会に対して、教職員加配及び学習指導員や教員業務支援員について、追加配置等が可能であり、随時相談を受け付ける旨、周知。(令和6年1月4日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県、新潟市教育委員会に対して、他の地方公共団体に対して教職員の派遣を求めることができることと、随時相談を受け付ける旨、周知。(令和6年1月4日)
- ・各都道府県・指定都市教育委員会人事主管課宛てに、地震による被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について事務連絡を発出。(令和6年1月5日)
- ・関係都道府県・指定都市教育委員会人事主管課・労働安全衛生主管課宛てに、地震の対応等に伴う職員の健康管理・安全衛生について事務連絡を発出。(令和6年1月10日)
- ・日本臨床心理士会、日本公認心理師協会宛に、被災地へのスクールカウンセラーの派遣に関する協力依頼について事務連絡を発出するとともに、各都道府県・指定都市教育委員会スクールカウンセラー等活用事業担当課宛に、被災地へのスクールカウンセラーの派遣及び情報提供に関する協力依頼について事務連絡を発出。(令和6年1月10日)
- ・各都道府県・指定都市教育委員会人事主管課宛てに、被災地への教職員派遣の可否を調査するための事務連絡を発出。(令和6年1月11日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県、新潟市教育委員会に対して、令和5年度「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の「災害時緊急スクールカウンセラー活用事業」の補助対象になる旨を通知。(令和6年1月15日)
- ・各都道府県・指定都市教育委員会スクールカウンセラー等活用事業担当課宛に、被災地域からの避難児童生徒への心のケアの機会確保について、優先的な対応への配慮を依頼する事務連絡を発出。(令和6年1月19日)
- ・令和6年1月22日に石川県教育委員会から要望があったことを踏まえ、令和6年1月11日付事務連絡「令和6年能登半島地震の被害に伴う人的依頼について」にて被災地への教職員派遣について派遣可と回答いただいた各都道府県・指定都市教育委員会宛てに、実際に被災地へ派遣することが可能な人数や期間等について調整するための事務連絡を発出。(令和6年1月22日)
- ・石川県の要請に基づき、スクールカウンセラー及び応援教員の派遣を調整。
(スクールカウンセラー:令和6年1月26日～珠洲市に2名(千葉県・広島県)、1月28日～輪島市に2名(広島県)、珠洲市に2名(群馬県、鳥取県)
教員派遣:令和6年1月26日～集団避難施設へ9名(福井県、広島県、名古屋市)、1月30日～5名(茨城県、岐阜県、兵庫県))

[入試関連]

- ・被災者に対する大学入学共通テストの特例措置等を盛り込んだ大臣メッセージを発出(令和6年1月3日)
- ・各国公私立大学長宛てに、令和6年度入学者選抜において、被災した受験生に配慮し、柔軟な措置を講じること等を求める通知を発出。(令和6年1月5日)
- ・被災された受験生向けの個別入試に関する相談窓口を文部科学省に設置し、文部科学省HPにて周知。(令和6年1月9日)

[教科書の取扱い関連]

- ・教科書事務に関する留意事項について各都道府県教育委員会宛に事務連絡を発出(令和6年1月4日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県に存する各小学校の設置者に対して、学習指導要領に対応した小学校外国語活動教材の再配布が可能である旨の事務連絡を発出。(令和6年1月9日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県教育委員会に対して、災害救助法に基づき紙の教科書の再給与が物理的に困難な場合などは、代替してデジタル教科書を提供可能である旨の事務連絡を発出。(令和6年1月25日)

[その他]

- ・日本私立学校振興・共済事業団に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保険医療機関等において受診できること等を盛り込んだ事務連絡を発出。(令和6年1月1日)
- ・独立行政法人日本学生支援機構における令和6年能登半島地震による被害を受けた学生等への支援策について、文部科学省特設サイトに掲載。(令和6年1月4日)
- ・公立学校共済組合に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保険医療機関等において受診できること等を盛り込んだ事務連絡を発出。(令和6年1月4日)
- ・文部科学大臣所轄学校法人の理事長等宛てに、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第4条の規定に基づき「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布、施行されたことを踏まえ、私立学校法に基づく期限の定めのある規定の特例的な取扱いについてまとめた通知を発出。(令和6年1月12日)
- ・各国公私立大学長等宛に、学生等のボランティア活動に関し、修学上の配慮や安全管理の徹底等に関する指導といった観点を盛り込んだ通知を発出。(令和6年1月22日)
- ・石川県教育委員会宛に、学校施設等に開設した避難所の環境改善を依頼する事務連絡を発出。(令和6年1月23日)

<文化庁>

- ・文化財等の被害情報を収集するため、文化庁文化財調査官等の派遣を順次開始。
(石川県(金沢市:1月12日~、輪島市:2月1日~、七尾市・中能登町:2月7日~)、富山県(1月19日~)、新潟県(1月30日~))
- ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第4条の規定に基づき「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布、施行されたことを踏まえ、文部科学省関係の以下の特別措置につき、関係機関に速やかに通知。(令和6年1月12日)
 - －文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法関係(重要文化財等の毀損等に係る届出義務不履行の免責等、登録を受けた銃砲又は刀剣類に係る届出義務不履行の免責)
 - －宗教法人法関係(宗教法人の財産目録等の写しの提出不履行の免責等)
- ・令和6年能登半島地震によって被災した文化施設の復旧に向けた相談窓口を設置。(令和6年1月16日)
- ・石川県からの救援要請を踏まえ、文化財ドクター派遣事業・文化財レスキュー事業を実施する旨の事務連絡を発出。(令和6年2月6日)

[文化財ドクター派遣事業]

文化財建造物を保護するため、国・地方の指定等の有無を問わず、文化財(建造物)を対象として応急措置及び復旧に向けて専門家を派遣し技術支援等を行う事業

[文化財レスキュー事業]

文化財の廃棄・散逸を防止するため、国・地方の指定等の有無を問わず、被災し緊急に保全措置を必要とする動産文化財及び美術品を対象に、救出、応急措置し、博物館等において一時保管する事業

<国立大学法人等の対応>

- ・各自治体からの要請により、これまでに国公私立の113大学病院から災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣済み。(令和6年1月23日時点)
- ・石川県七尾市からの要請に基づき、富山高専の練習船に支援物資を積載し、輸送。(令和6年1月27日)

<国立研究開発法人 防災科学技術研究所>

- ・防災科学技術研究所内に災害連絡室を設置。(令和6年1月1日)
- ・「防災クロスビュー: 令和6年能登半島地震」を開設。(令和6年1月1日)
- ・自治体の災害対策本部等への業務支援のため現地にISUTとして職員を派遣(石川県庁、令和6年1月1日~2月1日)、引き続き業務支援を実施(令和6年2月2日~)。

- ・地震発生直後から観測データの解析を行い、地震調査委員会臨時会に資料を提出。(令和6年1月2日)
- ・令和6年能登半島地震の解析結果をHPで公開。(令和6年1月3日)
- ・令和6年能登半島地震で発生した崩壊箇所、土砂流出範囲および津波浸水範囲の推定結果をHPで公開。(令和6年1月4日)
- ・令和6年能登半島地震における金沢市周辺の地震観測点の被害状況調査(令和6年1月5日～令和6年1月10日)
- ・能登半島拡大版の強震モニタをHPで公開。(令和6年1月9日)

<国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構>

- ・国土交通省等からの要請に基づき「だいち2号」(ALOS-2)による被災域の観測、データ提供、公表。(令和6年1月1日～)

<国立研究開発法人 海洋研究開発機構>

- ・東京大学地震研究所等と共同で、能登半島北東沖の緊急調査航海を実施(令和6年1月16日～26日)

<独立行政法人 国立青少年教育振興機構>

- ・自治体からの要請により、被災者を受け入れ。(令和6年1月1日～)
- ・災害支援関係団体や学校の代替施設として地域の児童生徒を受け入れ。(令和6年1月9日～)
- ・国立能登青少年交流の家において、近隣地域住民に向け、適時、浴場の無料開放を実施。(令和6年1月10日～、毎週火・水・木・土・日)

<独立行政法人 日本学生支援機構>

- ・被災学生に対する奨学金緊急採用及びJASSO災害支援金の申請、減額返還・返還期限猶予の願出を受付、プレスリリース。(令和6年1月4日)
- ・各大学等奨学金事務担当部長宛てに、地震の影響により家計が急変した学生等を対象とする奨学金申請について申請期間の延長や申請書類の代替措置等の弾力的対応を通知。(令和6年1月19日)

<独立行政法人 国立文化財機構>

- ・被災文化財等救援委員会・被災建造物復旧支援委員会を設置し、石川県庁において、文化財レスキュー事業・文化財ドクター事業の実施に係る会議を開催。(令和6年2月13日)

<日本私立学校振興・共済事業団>

- ・私学事業団所管の全国の直営宿泊施設について、被災された加入者(家族も含む)を宿泊料無料(食事代のみ実費負担)で受け入れることを決定。(令和6年1月5日)

3. 今後の対応

- ・引き続き、教育委員会等の関係機関と連携を密にしつつ、被害状況の把握に努める。

<担当> 文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付
電話:(代表)03-5253-4111 内線3688、2290